

## 令和6年度久留米シティプラザ大会議室・中会議室プロジェクター修繕 仕様書

### 1 目的

本修繕は、久留米シティプラザ館内にある大会議室及び中会議室のプロジェクターとスクリーンを更新するものである。

### 2 修繕概要

#### 2. 1 修繕名 令和6年度久留米シティプラザ大会議室・中会議室プロジェクター修繕

#### 2. 2 修繕内容

##### (1) 大会議室のプロジェクターとスクリーンの更新

###### ① 機器仕様・数量

別紙「機器仕様書」のとおり

###### ② 対象機器の設置場所

大会議室内（別紙「図面」のとおり）

##### (2) 中会議室のプロジェクターとスクリーンの更新

###### ① 機器仕様・数量

別紙「機器仕様書」のとおり

###### ② 対象機器の設置場所

中会議室内（別紙「図面」のとおり）

##### (3) 測定・検査項目

###### ①測定・検査項目

員数・外観・単体・システム機能検査を行い、検査報告書を提出すること

#### 2. 3 期限

令和7年3月31日（月）

#### 2. 4 場所

福岡県久留米市六ツ門町8番地1

久留米シティプラザ

### 3 提出書類

- ・ 工程表
- ・ 作業員名簿
- ・ 完成図書
- ・ 完成写真
- ・ その他特に指示する書類

### 4 特記事項

- (1) 作業に実施する際は、事前に現地調査を行うこと。
- (2) 大会議室のプロジェクターについては複数台を同時に使用するため色を調整し違和感の無いようにすること。
- (3) 電源及び接続ケーブル（DVI-D）については基本的に現在と同じ仕様で使用する。
- (4) 大会議室の天井高さは4.5メートルあるため、高所作業には十分注意するとともにプロジェクター及びスクリーンを固定するにあたっては耐震を十分考慮すること。
- (5) 天井吊型となるため、落下防止ワイヤー（ステンレス製、直径6mm以上）を施工すること。
- (6) 施工にあたっては、安全面に十分配慮するとともに、催事との調整を要するため、事前に久留米市と綿密に打ち合わせを行ったうえで作業日程を調整し、会議室の運用を妨げないようにすること。
- (7) 入札金額には、更新機器等の運搬・据え付け・確認調整及び既設機器の処分費用、並びに作業に関して発生する養生、その他必要な経費を含むこと。
- (8) 設置後、装置の安全捜査、一般的な取り扱い及び保守についての説明を行うこと。
- (9) 作業の際、建物設備等に損傷を加えた場合には、受注者の負担により現状復帰すること。
- (10) 機器の設置後、故障などの異常発生時における早急な調整及び修理について、最低一年間の無料保証サービスを実施すること。（故障などの原因が使用者の重大な不注意が原因である場合を除く。）
- (11) 作業に伴い発生する廃棄物の処分は、受注者の責任による適法に行うこと。
- (12) 作業の実施にあたっては、騒音等の発生を最小限にするように務めることとし、催事への影響を最小限にするよう努力すること。
- (13) 作業を行うために、必要な電力、水道などを使用する場合は、その費用の取り扱いについて、久留米市と協議すること。
- (14) ケーブル保護管を使用する場合は、PF管を使用すること。
- (15) 作業範囲外の室内、場所には無断で立ち入らないこと。
- (16) 本仕様書に定めのない事項については、久留米市と随時協議すること。
- (17) 本修繕期間中であっても、施設を通常使用することがあるので、既存機器または受注者が用意した仮設機器等で対応できるようにすること。

## 5 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、久留米市と協議の上、決定するものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、下記に準拠するものとする。

- ①令和4年版公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ②令和4年版公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ③令和4年版公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）